

事務連絡
令和6年10月4日

健康保険組合
国家公務員共済組合
地方公務員共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
全国土木建築国民健康保険組合

御中

厚生労働省保険局
保 険 課

特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告（実績報告）の
適正なデータ提出に係るお願い

平素より厚生労働行政に御尽力を賜り、御礼申し上げます。

さて、特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令」第44条第2項の規定に基づき、毎年度御報告いただいているところです。

令和5年度実施分（令和6年度報告分）の社会保険診療報酬支払基金への報告期限はオンライン、郵送いずれにおいても修正期間も含めて令和6年11月1日（金）（郵送の場合は必着）です。

本報告は弊省の実施する後期高齢者支援金の加算・減算制度にも影響するものとなりますので、保険者におかれましては、記録の漏れ・誤りがないか、報告期限までに十分に確認いただき、適正なデータの提出に御協力願います。

例年、報告期限を過ぎてから次のような連絡をいただくことがあります。

- ・ 実績報告のデータの報告漏れが発覚したので追加したい
- ・ 特定健診の検査値が間違っていたので修正したい

報告期限を過ぎてから実績報告のデータの追加・修正を行うことは困難となりますことを御理解願います。

※ 「特定健診・保健指導システム」を利用されている場合は、点検処理の結果、すべての実績報告データを受付完了した場合は、「特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書」により報告件数を確認し、報告期限まではデータを差し替えることが可能です。

電子媒体で実績報告データを提出される場合は、受付完了時に社会保険診療報酬支払基金から返送される「特定健診・特定保健指導実績報告データ受領書」により報告件数を確認し、報告期限まではデータを差し替えることが可能です。

「共同情報処理システム」を使用して実績報告データを提出される場合は、国への実績報告書を社会保険診療報酬支払基金へ提出する機能である、「国への実績報告書提出

確認画面」から集計情報ファイルをダウンロードし、特定健診の対象者数・受診者数、特定保健指導の対象者数・終了者数を確認し、報告期限まではデータを差し替えることが可能です。

なお、当該結果の報告に係る概要・Q&A 等につきましては、社会保険診療報酬支払基金ホームページへ掲載しておりますので、必要に応じて御活用ください。

【掲載先】

社会保険診療報酬支払基金 HP トップページ (<https://www.ssk.or.jp/>)

- オンライン資格確認・データヘルス等
- 特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務
- 実績報告・随時提出をされる保険者の方
- 実績報告に関するお知らせ

(照会先)

厚生労働省 保険局 保険課

担当：岩間・鶴貝・山本・横田

E-mail：kagensan@mhlw.go.jp